

内閣参質二〇〇第八五号

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員福島みずほ君提出「米国主権国際海上訓練について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出「米国主催国際海上訓練について」に関する質問に対する答弁書

一及び三の前段について

海上自衛隊においては、これまで、平成二十四年から平成二十六年までの各年及び平成二十八年における米国主催の「国際掃海訓練」の実動訓練並びに平成二十九年における米国主催の「国際海上訓練」の指揮所演習に参加してきたほか、令和元年における米国主催の「国際海上訓練」（以下「令和元年国際海上訓練」という。）の実動訓練に参加したところである。

これらのうち、令和元年国際海上訓練の実動訓練においては、掃海訓練及び潜水訓練にのみ参加したところであるが、これらの訓練に参加した掃海母艦「ぶんご」に搭載していた装備品の詳細については、自衛隊の能力等が明らかになることにつながることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

一及び三の前段について述べた米国主催の「国際掃海訓練」については、平成二十九年からは「国際海上訓練」と改称され、訓練項目も拡大されたものと承知しているが、一及び三の前段について述べたとおり、海上自衛隊においては、令和元年国際海上訓練の実動訓練において掃海訓練及び潜水訓練にのみ

参加したところであり、我が国が参加していない訓練の具体的な内容については、主催国である米国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三の後段について

御指摘の「海外での臨検（船舶検査活動）」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百四十五号）第二条に規定する「船舶検査活動」は、同条が規定する要件の下で実施するものである。

四について

海上自衛隊が令和元年国際海上訓練の実動訓練において掃海訓練及び潜水訓練にのみ参加したことについては、一及び三の前段について述べたとおりである。

五について

お尋ねについては、令和元年十月十八日の記者会見において、菅内閣官房長官が、「我が国として中東地域における平和と安定及び我が国に關係する船舶の安全の確保のために、独自の取組を行っていく」及び「米国が提案する「海洋安全保障イニシアティブ」には参加せず、日本独自の取組を適切に行っていく

ます」と述べたとおりである。

六について

海上自衛隊においては、令和元年九月十三日に海上幕僚監部が公表した「インド洋方面における海上訓練について」に記載しているインド洋地域の各国の海軍等との海上訓練及び当該各国への訪問を、予定どおりに実施してきているところである。

七について

海上自衛隊及び航空自衛隊が従事した令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号に係る災害派遣活動について、①災害派遣活動の開始日、②出動した艦艇の種類、③出動した航空機の種類及び④艦艇又は航空機の出動期間を令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号の別並びに海上自衛隊及び航空自衛隊の別にお示しすると、次のとおりである。

1 令和元年台風第十五号

(一) 海上自衛隊

①令和元年九月十一日 ②えい船及び水船 ③救難ヘリコプター ④令和元年九月十三日から同月

二十一日まで

(二) 航空自衛隊

① 令和元年九月十日 ② なし ③ 輸送機、輸送ヘリコプター及び救難ヘリコプター ④ 令和元年九月十日から同月十五日まで

2 令和元年台風第十九号

(一) 海上自衛隊

① 令和元年十月十三日 ② 護衛艦、掃海母艦、輸送艦、多用途支援艦及び水中処分母船 ③ 固定翼哨戒機、掃海・輸送ヘリコプター、哨戒ヘリコプター及び救難ヘリコプター ④ 令和元年十月十三日から同月三十一日まで

(二) 航空自衛隊

① 令和元年十月十三日 ② なし ③ 輸送機、空中給油・輸送機、早期警戒管制機、偵察機、救難捜索機、輸送ヘリコプター及び救難ヘリコプター ④ 令和元年十月十三日から同月二十七日まで